

埼玉県は、 配合飼料購入費の一部を支援します。

～埼玉県配合飼料価格高騰緊急対策事業～

参加手続	<p>○配合飼料価格安定制度に加入している畜産経営者には、制度で報告した購入実績に基づき補填します。 (煩雑な手続は不要です)。</p> <p>○加入団体に事業参加希望を令和4年9月30日までに連絡してください。</p> <p>※加入団体が複数ある場合、それぞれに連絡してください。(例：全農系と商系)。</p> <p>※制度に加入していない畜産経営者は、参加手続が異なりますので裏面を御覧ください。</p>
支援単価	500円／トン以内 ※予算の範囲内で決定します。
対象飼料	<p>○埼玉県内の農場で使用する(した)配合飼料</p> <p>○令和4年1月～12月に購入した配合飼料</p>
補填金の交付	(一社)埼玉県畜産会が交付します。
問合せ先	<p>○制度の内容に関すること</p> <p>埼玉県農林部畜産安全課 048-830-4194 埼玉県中央家畜保健衛生所 048-663-3071 埼玉県川越家畜保健衛生所 049-225-4141 埼玉県熊谷家畜保健衛生所 048-521-1274</p> <p>○参加手続に関すること</p> <p>配合飼料価格安定制度の加入団体(又は飼料会社) (一社)埼玉県畜産会 048-536-5281</p>

※制度に加入していない畜産経営者の参加要件・参加手続

1 対象者

次の左欄の家畜を右欄の頭羽数常時飼養している畜産経営者

牛	1頭以上
種豚	2頭以上
肥育豚	5頭以上
採卵鶏	100羽以上
あひる	100羽以上
肉用鶏	500羽以上
うずら	1,000羽以上
だちょう	10羽以上
その他の家畜	要相談

2 対象飼料

次の要件を全て満たす飼料

- ①穀類の他、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなる飼料
- ②上記4区分に属する原材料が4種類以上の飼料
- ③上記4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%以上の飼料
(ただし、動物質性飼料のうち、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料を除く)
※自家配合飼料、単味飼料は対象外となります。

3 補填対象数量

次のうちいずれか低い数量

- ①令和4年1月～12月の購入数量
- ②過去3年間の平均購入数量（1頭羽1年あたり）に令和4年の飼養頭羽数を乗じた数量（家畜保健衛生所が算定）

4 参加手続

- ①別紙様式第1号「事業参加申請書」を令和4年10月7日までに（一社）埼玉県畜産会に郵送してください。

〒360-0102 埼玉県熊谷市須賀広784農業技術研究センター内
TEL 048-536-5281 FAX 048-539-1011

- ②申請内容について、管轄する家畜保健衛生所が確認いたします。
- ③参加が承認されましたら、令和4年1月～12月の購入数量を所定の様式で（一社）埼玉県畜産会に御提出いただきます。
- ④購入数量に応じ（一社）埼玉県畜産会が補填金を交付します。

別紙様式第1号

埼玉県配合飼料価格高騰緊急対策事業参加申請書

年 月 日

(宛先)

(一社) 埼玉県畜産会

申請者 住 所

氏名又は法人名・代表者氏名

下記のとおり埼玉県配合飼料価格高騰緊急対策事業に参加したいので、同事業実施要領第6の1の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 農場住所
- 2 飼養する家畜の種類及び頭羽数
- 3 給与（購入）している配合飼料の製造業者及び名称
注：「配合飼料価格安定制度の補填対象となる配合飼料」のみ記載してください。
該当するか不明な場合は飼料業者に確認してください。
- 4 添付書類
 - (1) 令和元年から令和3年までの収支決算書
 - (2) 令和元年から令和3年までの配合飼料購入数量が分かる伝票